



## 上場子会社・従属上場会社<sup>1</sup>の ガバナンス構築支援

～コーポレートガバナンス・コード 2021 年改訂を見据えて～

### はじめに

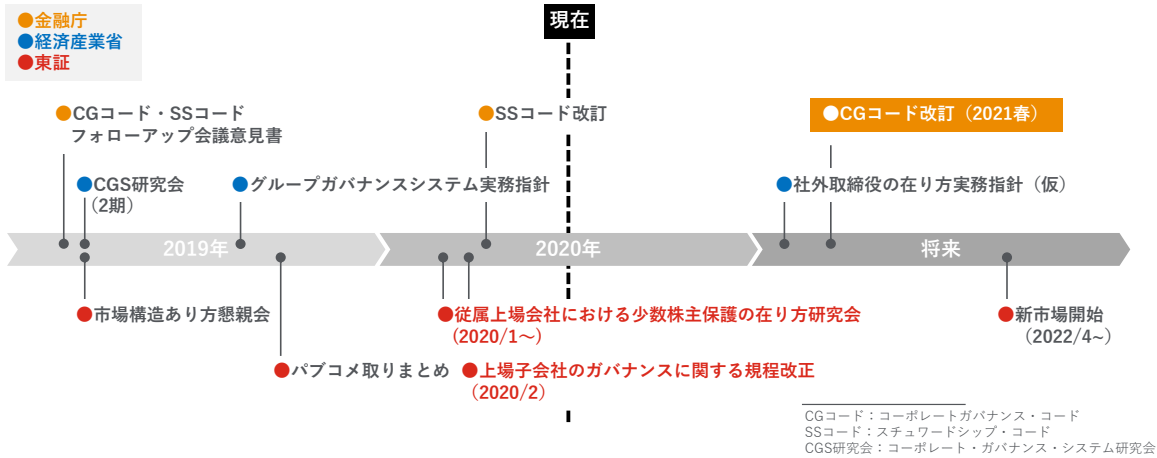
上場子会社における親会社グループとの取引に関し、昨今、ガバナンスの問題が様々な場で取り上げられ、少数株主の利益保護の観点から東京証券取引所の規則が 2020 年 2 月に改正されました。また、上場子会社に限らず、支配株主を有する従属上場会社においても、同様に少数株主の利益保護の観点からの規制の強化について東京証券取引所の研究会において議論が行われています。

さらに、2021 年春に予定されているコーポレートガバナンス・コードの改訂においても、「上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化」が論点の 1 つとして掲げられており（内閣府「成長戦略フォローアップ案」2020 年 7 月 3 日）、親会社や支配株主を有する上場子会社・従属上場会社におけるガバナンスの構築について、各社の対応が求められています。

---

<sup>1</sup> 支配株主を有する上場会社

## 上場子会社ガバナンスに関する規則等の状況

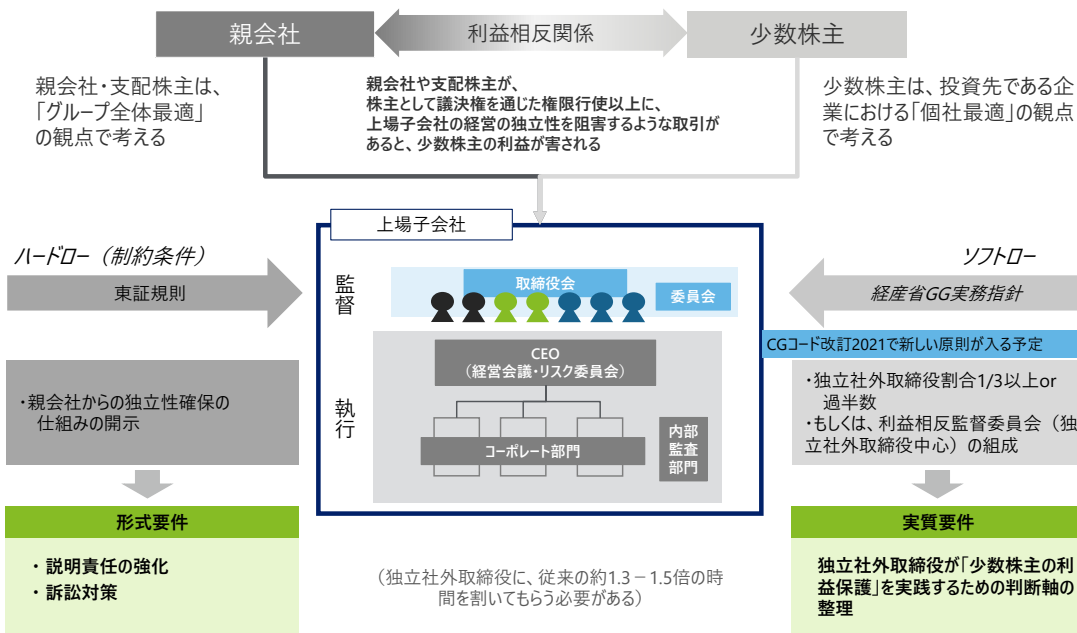


## 少数株主の利益保護にむけて求められるガバナンス

親会社グループと上場子会社との取引は、親会社と上場子会社の少数株主との間で利益相反関係にあり、親会社グループが「グループ全体最適」の観点から上場子会社の経営の独立性を阻害するような取引が行われると、少数株主の利益が害される可能性があります。

そこで、上場子会社においては、少数株主の利益保護の観点から説明責任を持たせるためには、形式的な要件と実質的な要件の両方を備えることで、独立社外取締役がその役割を果たす環境を整える必要があります。

- 形式要件（経済産業省グループガバナンス実務指針で示されている施策）
  - ✓ 独立社外取締役の割合を 1/3 以上、もしくは過半数以上に高める、
  - ✓ もしくはグループ会社間の利益相反取引の監督を行う独立社外取締役を中心とする諮問委員会を組成する
- 実質的な要件
  - ✓ 親会社グループとの取引について、独立社外取締役がその役割を果たすために必要な判断軸の構築

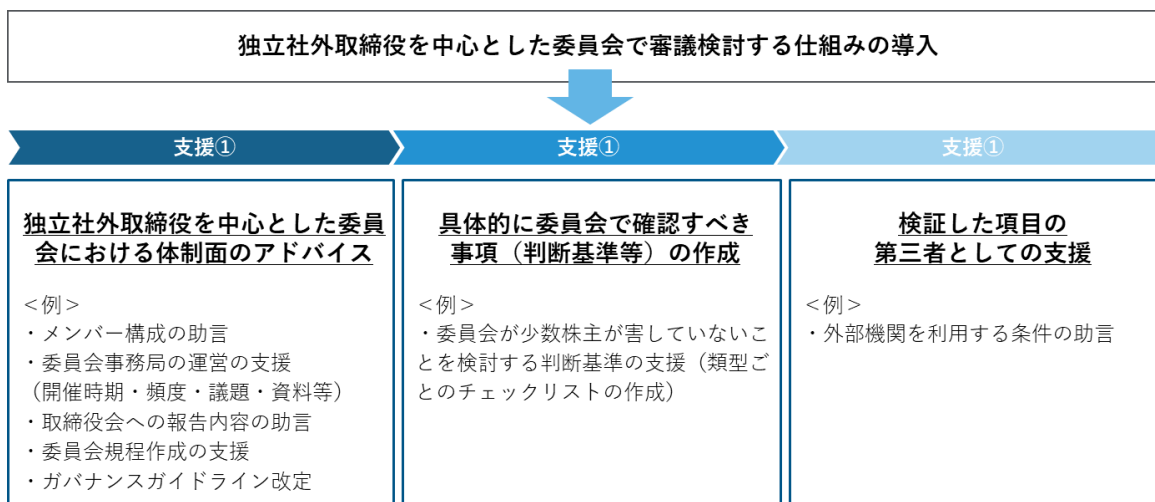


GG実務指針：グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針

## デロイトトーマツの提供価値

上場子会社・従属上場会社が、少数株主の利益保護の観点からガバナンス体制を強化するにあたり、説明責任を果たすとともに、実態として独立社外取締役の方々が、その役割を発揮できるような環境を整備すべく、仕組みの構築から運用、説明責任に至るまで、各企業を取り巻くステークホルダーの状況を踏まえつつ支援します。

特に、「少数株主の利益保護」とは具体的にどのような視点をもって審議すれば説明責任を果たすことができるのか、独立社外取締役の方々の判断を仰ぐに際して、事務局側で判断軸の素案などを支援します。



※貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合、本サービス内容がご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

## 有限責任監査法人トーマツ

リスクアドバイザー事業本部

Mail [ra\\_info@tohmatsum.com.jp](mailto:ra_info@tohmatsum.com.jp)

URL [www.deloitte.com/jp/risk-advisory](http://www.deloitte.com/jp/risk-advisory)

【国内ネットワーク】 東京・大阪・名古屋・福岡

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ 法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または “Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム およびそれらの関係 法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス 提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係 法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバー フォーム や関係 法人のグローバル ネットワーク（総称して “デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.  
2020.08\_0336



IS 669126 / ISO 27001